



令和7年3月21日

令和7年第3回
稲沢市教育委員会定例会提出議案

稲沢市教育委員会事務局

第3回教育委員会定例会付議事項

【条例・規則】

番 号	案 件	担当課	頁
議案第9号	稲沢市球技場管理規則等の一部を改正する規則について	スポーツ課	2

【一 般】

番 号	案 件	担当課	頁
議案第10号	令和7年度社会教育目標について	生涯学習課	8

議案第9号

稲沢市球技場管理規則等の一部を改正する規則について

別紙のとおり稲沢市球技場管理規則等の一部を改正するものとする。

令和7年3月21日提出

稲沢市教育委員会

教育長 渡辺 孝雄

説 明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に諮る必要があるため。

稲沢市球技場管理規則等の一部を改正する規則（案）

（稲沢市球技場管理規則の一部改正）

第 1 条 稲沢市球技場管理規則（平成 2 年稲沢市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

（使用料の還付）

第 8 条 使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全額とする。

(1) 条例第 1 3 条第 1 号に該当する場合

(2) 条例第 1 3 条第 2 号に該当する場合

（稲沢市陸上競技場管理規則の一部改正）

第 2 条 稲沢市陸上競技場管理規則（平成 2 年稲沢市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

（使用料の還付）

第 8 条 使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全額とする。

(1) 条例第 1 3 条第 1 号に該当する場合

(2) 条例第 1 3 条第 2 号に該当する場合

（稲沢市祖父江の森管理規則の一部改正）

第 3 条 稲沢市祖父江の森管理規則規則（平成 1 7 年稲沢市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

(使用料の還付)

第 9 条 使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全額とする。

(1) 条例第 12 条第 1 号に該当する場合

(2) 条例第 12 条第 2 号に該当する場合

付 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

稲沢市球技場管理規則等の一部を改正する規則（案）

No.1
スポーツ課

現	行	改	正	後
[第1条関係：稲沢市球技場管理規則の一部改正] <u>（使用料の還付）</u> 第8条 <u>使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</u> (1) <u>条例第13条第1号に該当する場合</u> <u>当該使用料の50%相当額</u> (2) <u>条例第13条第2号に該当する場合</u> <u>当該使用料の全額</u>	[第1条関係：稲沢市陸上競技場管理規則の一部改正] 第8条 <u>使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</u> (1) <u>条例第13条第1号に該当する場合</u> <u>当該使用料の50%相当額</u> (2) <u>条例第13条第2号に該当する場合</u> <u>当該使用料の全額</u>	[第1条関係：稲沢市球技場管理規則の一部改正] <u>（使用料の還付）</u> 第8条 <u>使用料の還付は、条例第13条第1号又は第2号に該当する場合は、使用料の全額とする。</u>		
		[第2条関係：稲沢市陸上競技場管理規則の一部改正] <u>（使用料の還付）</u> 第8条 <u>使用料の還付は、条例第13条第1号又は第2号に該当する場合は、使用料の全額とする。</u>		

現 行	改 正 後
〔第3条関係：稲沢市祖父江の森管理規則の一部改正〕 <u>(使用料の還付)</u> 第9条 使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる額とする。 (1) 条例第12条第1号に該当する場合 <u>当該使用料の50%相当額</u> (2) 条例第12条第2号に該当する場合 <u>当該使用料の全額</u>	〔第3条関係：稲沢市祖父江の森管理規則の一部改正〕 <u>(使用料の還付)</u> 第9条 使用料の還付は、条例第12条第1号又は第2号に該当する場合は、<u>使用料の全額とする。</u> 付 則 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

スポーツ施設還付規定比較表

【スポーツ課資料】

施設名	【体育館】	【学校の施設開放】	【球技場】 【陸上競技場】 【祖父江の森】
条例・規則に 定める 還付規定	(1) 利用日の前10日までに利用許可の取消し又は変更の申し出（正当な理由があると認めるとき） 100%還付	(1) 利用日の前10日までに利用許可の取消し又は変更の申し出（正当な理由があると認めるとき） 100%還付	(1) 利用日の前10日までに利用許可の取消し又は変更の申し出（正当な理由があると認めるとき） 50%還付
			
	(2) 利用者の責めに帰さない理由 100%還付	(2) 利用者の責めに帰さない理由 100%還付	(1) 利用日の前10日までに利用許可の取消し又は変更の申し出（正当な理由があると認めるとき） 100%還付 (2) 利用者の責めに帰さない理由 100%還付

議案第 10 号

令和 7 年度社会教育目標について

別紙のとおり令和 7 年度社会教育目標を定めるものとする。

令和 7 年 3 月 21 日提出

稲沢市教育委員会

教育長 渡辺 孝雄

説 明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、教育委員会に諮る必要があるため。

令和7年度 社会教育目標（案）

I. 生涯学習課

急激な社会環境の変化の中で、市民自ら生涯を通じて学び、考え、身につけた知識や技能、人とのつながりを活用して課題の解決へ向けて実践する力を育み、人工知能やロボット技術の活用などに対応していくことが求められています。

生涯学習課では、「誰もが学び、つながり、つくりだす稲沢」を基本指針として、啓発事業の展開に併せて、DX（デジタルトランスフォーメーション：デジタル技術による変革）による新たな情報収集・提供方法を検討、工夫し、市民の主体的な学習活動の充実や、同じ生活課題や目標を持つ人々とつながりを持って学習できるよう環境の整備を図り、地域学校協働活動事業により地域の課題解決や絆づくりの推進に努めてまいります。

また、本市の貴重な文化財を守り、次世代に受け継ぐための施策を展開します。

方 策

1. 生涯学習の推進

成人教育や家庭教育などの各種講座の企画や情報提供、社会教育施設等との連携を図り、市民の学習活動を支援し、生涯にわたって学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現に向け、施策を進めます。また、基本となる「2019 稲沢市生涯学習推進計画」は令和5年度に中間見直しを図りました。これに基づき、新たな学び方を検討していきます。

2. 文化芸術の振興

稲沢市文化振興指針に基づき、「つなぐ・つながる・つくりだす」をキーワードに、名古屋文理大学文化フォーラム（稲沢市民会館）を拠点として、稲沢市文化振興財団をはじめ、稲沢市文化団体連合会（文化協会・美術協会・音楽協会）などの市民団体等との連携や「文化振興奨励補助金」による活動支援、市民の文化活動の発表の場である「文化グループ発表会」などの事業を通して、文化芸術活動の継承、振興・普及に努めます。

また、中学校文化部活動地域移行・地域連携を、関係機関と協力して進めます。

3. 文化財保護

市内に所在する史跡や有形などの多くの文化財を保護・保存しながら、その活用を図り、市民の文化財愛護意識の高揚を図るための啓発活動や、伝統芸能の保存・継承等に関する事業を推進します。

また、文化財への関心を高めるため、稲沢の文化財展、文化財公開デーや文化財講座・講演会により啓発を図るとともに、稲沢文化財愛護少年団の育成に努めます。

4. 青少年健全育成の推進

青少年の心身の健全な育成を図るため、地域ぐるみで青少年健全育成市民大会を開催するとともに、少年愛護センター指導員による街頭指導活動に取り組み、啓発に努めます。また、青少年の問題は多岐にわたるため、青少年問題協議会での関係機関との協議や関係課との連携を強化し施策の検討・推進を図っていきます。

Ⅱ. スポーツ課

スポーツを通じて、地域コミュニティの形成を図るとともに、健康で明るく活気に満ちた豊かな市民生活を送るため、市民の誰もが手軽に楽しめる生涯スポーツの普及に努めるとともに、スポーツ協会、スポーツレクリエーション協会等スポーツ団体の活動を支援します。

また、スポーツ振興基金により広く市民のスポーツの振興を図るとともに、多くの市民が余暇時間を利用し健康増進や生き甲斐づくりのためのスポーツ活動に取り組めるような環境づくりを目指します。

方 策

1. スポーツ振興事業

(1) スポーツ推進委員活動の推進

スポーツ活動の普及・振興を図るため、市民が気軽にスポーツレクリエーション活動に親しむことができるよう、スポーツ活動への参加機会の拡大など、スポーツ推進委員活動の推進に努めます。

(2) スポーツ教室の開催

幅広い年齢を対象としたスポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさを体験してもらうとともに健康の保持増進を図ります。

(3) スポーツ団体の育成、充実

スポーツ協会、スポーツレクリエーション協会等スポーツ団体の育成、充実に努めることにより、市民がより多くのスポーツ活動に参加し、健康で明るい市民生活に寄与するとともに競技力の向上を図ります。

(4) 生涯スポーツ推進事業

それぞれのライフステージでスポーツを楽しみ、継続することができる環境づくりを推進し、体力の向上、健康の増進を図ります。

(5) スポーツ普及振興

スポーツを通じて地域コミュニティの形成を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

(6) スポーツ振興基金の運営

市内に在住する優秀なジュニア選手への奨励金の交付及び、ジュニア選手育成事業やスポーツ交流事業を実施する団体への助成を行います。

(7) トップアスリートとの交流事業

トップアスリートとの交流を拡充し、市民が競技スポーツに触れる機会を提供することにより選手や団体を支援します。

(8) アジア競技大会事業

愛知・名古屋 2026 アジア競技大会のハンドボール競技が豊田合成記念体育館「エントリオ」で実施予定のため、大会組織委員会との協議・調整を円滑に進めるとともに、競技大会を活かした地域のスポーツ振興を目指します。

(9) 部活動地域移行の推進

中学校の休日部活動を地域移行するため、関係機関等と連携・協働しながら環境整備を進めていきます。

2. 体育施設維持管理及び整備事業

(1) 公共体育施設を整備し、適切な管理運営を図り、利用拡大に努めます。

(2) 学校開放体育施設の整備及び有効利用を図ります

Ⅲ. 図書館

図書館は、図書その他の資料を収集・整理・保存し、市民に提供する施設です。生涯学習及び情報発信の拠点として図書館を位置付け、各館が連携して図書館資料及び図書館サービスの充実に努め、利用促進を図るとともに、地域に開かれ市民に親しまれる図書館づくりを目指します。

方 策

1. 図書館資料の充実

一般書、児童書、コミック及び参考図書などの図書資料並びに視聴覚資料の充実に努めます。また、稲沢市の特性を活かした歴史・文化財関係資料及び植木・造園など緑に関する資料の収集・整理・保存を進めます。

2. 図書館サービスの充実

利用者の利便性を図り、求めに応じた資料の提供を行うほか、図書館サービスとして、以下の事業を推進します。

- (1) 乳幼児に対するサービス
(ブックスタート、絵本の読み聞かせなど)
- (2) 児童、青少年、成人に対するサービス
(施設見学、職場体験学習の受入れ、テーマコーナーの充実など)
- (3) 高齢者、障害者に対するサービス
(声の図書作成・郵送サービスなど)
- (4) 小中学校等への支援、市内大学等との連携
(小中学校への配本サービス、大学図書館との相互貸借、連携事業など)
- (5) 図書館主催講座の開催
(教養講座、講演会、映画会など)
- (6) 常設展示コーナーの設置
(国分寺跡出土品など)

3. ボランティア団体との協働及び育成

市民に親しまれる図書館づくりに欠かせないボランティア団体を支援し、協働して様々な図書館活動を展開します。

また、各種ボランティア養成講座を開催し、図書館ボランティアの育成を図ります。

4. 子ども読書活動の推進

「第4次稲沢市子ども読書活動推進計画」における施策に取り組み、目標値の達成状況などの進行管理を行い、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を図ります。

5. 電子図書館の充実

電子書籍の充実及び利用促進に努めます。

IV. 美術館

美術館では、稲沢市出身でパリを中心に活躍した洋画家、荻須高德を顕彰し、常設展示室において、荻須の青年期から晩年までの作品を展示し、その画業を紹介しています。また、一般展示室や会議室を、各種美術団体、グループによる展示・発表や創造の場として貸出し、市民の文化・芸術の発展、向上に寄与しています。

主催事業としては、特別展や企画展を開催し、荻須や荻須に係わる作家、荻須の作品理解を深める作家等の紹介を行い、市民に作品鑑賞の機会を提供しています。

美術館の設置趣旨である収集・保存、展示、教育・普及、調査・研究を推進し、個人記念美術館の特徴を生かした展覧会等を開催することで、市民の文化・芸術の振興に努めます。

方 策

1. 収集・保存事業

荻須作品の寄贈、寄託を促進し、所蔵品の充実に努めるとともに、荻須に関する作品や資料の調査研究に取り組みます。

また、所蔵作品の保護に努め、作品に必要な修復を行います。

2. 展示・公開事業

(1) 特別展

令和7年度特別展「荻須高德 リトグラフ展 ―稲沢市荻須記念美術館コレクション―」

パリの街並みを描く画家として知られる荻須高德(1901-1986)はリトグラフを晩年となる1967年から始めました。荻須が愛したパリやパリ郊外、ヴェネツィアの風景作品からは、油彩画と同様、人々の暮らしや建物の歴史を感じ取ることができます。

本展では稲沢市荻須記念美術館建設ときに、荻須自らが美術館に寄付をしたリトグラフ作品を中心に、油彩を織り交ぜて、荻須のリトグラフの画業を体系立ててご紹介します。

(2) 企画展

「第62回稲沢市民展」、「第46回絵になる町児童生徒絵画展」を開催します。

3. 教育・普及事業

子どもを対象とした美術講座を開催し、創造の機会を提供します。

稲沢市美術館大学パートナーシップ事業を行い、大学との連携を深めながら、学生の来館を促すとともに、成人向けの講座を開催します。

アートスタート講座を行い、育児世代の来館を促進します。

常設展音声ガイドを提供し、ギャラリートークを行うことにより、荻須作品の魅力を伝えます。

また、市民の文化・芸術の振興のため、創造の場として一般展示室、会議室を貸出します。

